

令和5年度内水面漁場計画作成基準

令和4年9月12日制定

第1 趣旨

令和5年度の漁業権一斉切替えに伴う内水面漁業権の漁場計画の作成については、漁業法（昭和24年法律第267号）第62条から第64条まで、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」（令和3年9月7日付け3水管第1529号水産庁資源管理部管理調整課長・増殖推進部栽培養殖課長連盟通知）及び「海区漁場計画の作成等について」（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知）に定めるもののほか、この基準によるものとする。

第2 基本的な考え方

内水面は、その自然及び立地条件から増殖行為及び資源の保護管理を継続実施しなければ、漁業生産の維持・増大が期待できない特性を有する。岩手県の河川や湖沼等は、水産物の供給の場であるだけでなく、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を県民に提供しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与している。

一方、内水面水産資源を維持、管理する内水面漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）の組合員数は、年々減少するとともに高齢化が進んでいる上、内水面漁業協同組合の主な収入源である遊漁料収入の減少による経営の悪化によって、内水面水産資源の維持・造成に必要な種苗放流経費の確保が困難になっている。さらに、オオクチバス等の特定外来生物やカワウによる食害など本県内水面水産資源は厳しい状況に置かれている。

このような状況の中、平成26年に、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とした「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年6月27日法律第103号）が制定された。この法律に基づき、岩手県では、平成28年に「岩手県内水面漁業振興計画」（平成28年5月25日水振第188号）を策定し、内水面水産資源の増大による内水面漁業の推進、効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現等に取り組んでいる。また、令和3年には「岩手県内水面漁業振興計画（第2期）」（令和3年4月1日水振第67号）が策定され、本県の豊かな内水面水産資源の回復を図るとともに、将来にわたり内水面漁業が有する多面的機能を発揮するよう漁場環境の再生に取り組んでいる。

令和5年度の漁業権免許に係る漁場計画の作成に当たっては、これらの施策を推進しながら、本県内水面水産資源の維持と漁場の持続的利用の進展を図るものとする。

第3 存続期間

共同漁業権及び区画漁業権の免許の存続期間は、次のとおりとする。

1 共同漁業権

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

2 区画漁業権

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

第4 漁場計画

1 漁場計画の作成

漁場計画は、次の各号並びに第4の2及び3に掲げる要件を満たすものについて作成する。

(1) 漁場計画の要望があること。

ア 既存漁場（漁業権）にあつては、その漁場が適切かつ有効に活用されている場合（「活用漁業権」という。）に限ることとし、要望の有無にかかわらず漁場計画を作成する。

なお、上記以外の場合は新規の漁場（漁業権）として取り扱う。

イ 新規漁場（漁業権）にあつては、その漁場環境に適合した増殖や管理・調整に関する具体的な事業計画等を有し、それを持続的に実行できる組織体制があると認められる場合に限る。

(2) 漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう、関係漁業権者、水面の管理者、水利権者及び土地所有者等の関係者との調整が図られていること。

2 共同漁業権

(1) 第五種共同漁業権

ア 漁業の種類(対象魚種)

次に掲げる積極的な増殖手段があり、かつ、要望者においてその具体的増殖計画がある魚種について、あゆ、やまめ等単一の魚種名を冠して計画する。ただし、在来種への悪影響が指摘されているオオクチバス等特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)で定められた外来生物及びブラウントラウト等産業管理外来種(我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(平成27年環境省・農林水産省公表))については計画しない。

なお、増殖においてやまめとさくらますの種苗は同一のものとして取り扱う。

(ア) 人工ふ化放流

(イ) 種苗、発眼卵又は親魚の放流

(ウ) 産卵床造成

(エ) 堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流

イ 漁業の時期

次の区分により対象魚種が棲息する期間とする。

(ア) あゆは、4月1日から12月31日までとする。

(イ) あゆ以外の魚種は、1月1日から12月31日までとする。

ウ 漁場の位置

市町村名により表示し、末尾に括弧書きで本流となる河川名を付記する。

エ 漁場の区域

(ア) 既存漁場

漁業協同組合が利用及び管理している最小限度の区域（範囲）とする。なお、関係者と調整が図られた区域端については、可能な限り明確に表示するものとする。

(イ) 新規漁場（区域拡大を含む）

a 1水系1区域とする。ただし、河川の性状、魚類の棲息、分布、増殖等の条件及び流域の社会経済的条件からその適用が困難と考えられる場合は、区域を分割することがある。

b 現に漁場利用の実態があり、河川においては、水量が一定量（増殖に効果が充分認められる量）以上有する区域内に限定して計画する。なお、区域に接続し、漁場管理及び増殖を実施するうえで密接不可分の関連がある場合は当該区域を計画することがある。

(ウ) 基点及び基線

基線は次により表示する。ただし、これにより難しい場合は基点を定めて表示する。

なお、基点又は基線の変更を要するもののうち、沿岸河川にあっては、必要に応じて内水面・海区両委員会の協議をもとに定めるものとする。

a 県境・市町村界

b 合流点

c 頭首工・堰堤・橋・水門

オ 関係地区

現行どおりとし、新たな漁場については自然的及び社会経済的条件を勘案して定めるものとする。

(2) 第一種共同漁業権

免許後の適正な漁場管理と資源の保護培養により継続した操業が見込まれる場合に限り計画する。

3 区画漁業権

(1) 第一種区画漁業権

ア 漁業の種類及び名称

「こい小割式養殖業」のように単一魚種名・養殖方法を冠して表示する。

イ 養殖対象種

(ア) 既に養殖技術が確立した水産動植物、又は今後技術的に養殖が可能と判断される水産動植物について計画する。ただし、特定外来生物については計画しない。

(イ) 水質等の環境が当該水産動植物に適当と判断される場合に計画する。

ウ 漁業の時期は、原則として周年とする。

エ 地元地区は、自然的及び社会経済的条件を勘案して定めるものとする。

オ 漁場区域は、適切な漁場利用が認められる必要最小限の区域とする。

カ 漁場面積等から、採算性が確保出来ると判断される場合に計画する。

キ 残餌汚染について注意を要する水域での魚類等の養殖は、水質保全の対策が講じられている場合に限り計画する。

ク 外部から種苗等の搬入を必要とする水産動植物については、適切な防疫対策が講じられている場合に限り計画する。

ケ 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（環境省及び農林水産省公表）に掲載されている水産動植物（（2）－アの特定外来生物を除く）及び染色体操作により作出された三倍体魚等については、流出防止等の適切な対策が講じられている場合に限り計画する。

（2） 第二種及び第三種区画漁業権

確実な操業が見込まれるものに限り計画する。